

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 未分割遺産から生ずる不動産所得の帰属

Q : 父が亡くなり、賃貸マンションを相続したのですが、まだ遺産分割協議がまとまっていません。

このマンションから生ずる賃貸収入は私が管理しているのですが、全額私の所得として申告するのでしょうか。

A : 未分割遺産である賃貸用不動産から生ずる不動産所得は、分割が行われるまでは、相続人の法定相続分に応じて申告します。

【解説】

未分割遺産は、民法によって、共同相続人の共有に属するものとされており、その共有割合は、法定相続分とされています。また、その財産から生ずる所得も、各共同相続人に、その法定相続分に応じて帰属するものと解されています。

したがって、遺産分割協議がととのうまでの間、あなたがその収入を管理していたとしても、あなたの所得とするのではなく、各共同相続人が法定相続分に応じて得た所得として、それぞれが申告することになります。

なお、遺産分割が行われた場合には、その分割後に生じた不動産所得については、実際の相続分に応じて得たものとして、所得税の申告をします。この場合、すでに法定相続分に応じて申告を済ませた過年度分の所得税については、相続開始時点までさかのぼって実際相続分で計算し直す必要はなく、遺産分割以後の所得についてのみ実際相続分で計算すればよいこととなっています。

